

# 資 料

## (目 次)

1 本県の現況について	11
(1) 本県の特性	11
(2) 建築物等の現状及び解体工事等の状況	11
(3) 建設廃棄物の排出量・再生利用の現状	13
(4) 建設廃棄物の排出量の将来見込み	14
(5) 再資源化施設の立地状況及び処理能力	16
(6) 平成12年度国土交通省建設副産物実態調査	17
(7) 最終処分場の立地状況及び残余容量	18
2 対象とする建設資材(特定建設資材)について	19
3 対象建設工事の規模に関する基準の考え方について	20
4 距離に関する基準の考え方について	23

# 1 本県の現況

## (1) 本県の特徴

### ① 自然環境

石川県は、本州中央の日本海側に位置し、面積は、4,185 km<sup>2</sup>。

日本海に突出した丘陵地の能登半島や海岸から白山山系までの垂直的な広がりを持つ加賀地域など変化に富んだ地形となっており、また、対馬暖流や冬季の季節風の影響により、暖寒両系の動植物が生息する等、豊かな生物相がみられる。

高山植物やブナ林等の原始的な自然が残る白山地域、変化に富んだ美しい海岸景観を有する能登半島や加賀海岸は自然公園として保護されている。

この良好な自然は、次世代の県民に継承すべき貴重な財産であり、適切な環境保全施策が必要である。

### ② 経済状況

本県の平成10年度県内総生産は4兆5,230億円となり、経済成長率は名目で0.7%減(国2.0%減)、実質で0.9%減(国1.9%減)となっている。

また、県民所得は3兆5,513億円で、県民1人当たり299万6千円となり、全国平均値とほぼ同値である。

## (2) 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

### ① 住宅ストック

本県の住宅総数は平成10年度の住宅・土地統計調査によると、38万9700戸で、建て方別では一戸建が71.0%(全国:57.5%)と最も多く、共同住宅が27.1%(全国:37.8%)、長屋建が1.6%(全国:4.2%)となっている。

住宅の所有関係別では持家が68.0%(全国:60.3%)、借家が30.8%(全国:38.1%)である。

また、構造別では木造が75.9%(全国:64.4%)で非木造が24.1%(全国:35.6%)であり経年的には木造の比率が低下している。

### ② 建築物の建築年別の分布状況

平成10年度住宅・土地統計調査によると、住宅総数のうち建替等の目安となる築後ほぼ30年以上(昭和45年以前建築)の住宅が98,600戸でその比率は25.3%(全国:22.1%)となっている。

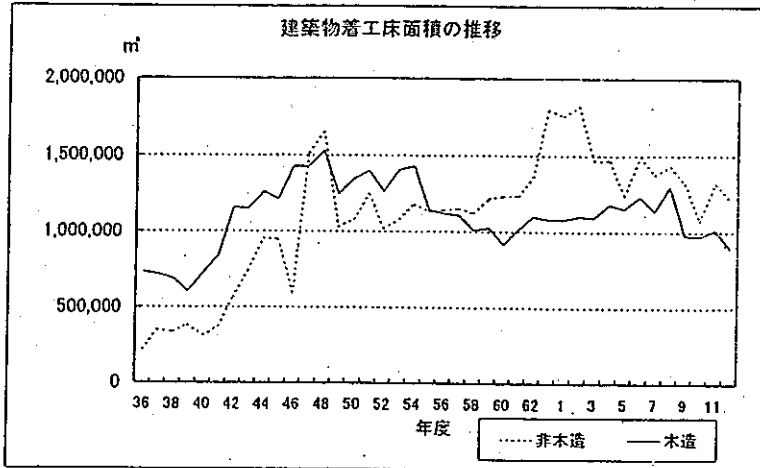
表(2)-1 建築時期別住宅戸数・構成比(石川県)

建築時期	戸数	構成比	摘要
総数	389,700	100.0%	
終戦前	22,000	5.6%	25.3%
終戦時～昭和25年	8,100	2.1%	
昭和26～＼35年	18,000	4.6%	
昭和36～＼45年	50,500	13.0%	
昭和46～＼55年	103,500	26.6%	
昭和56～平成2年	94,200	24.2%	
平成3～＼5年	31,400	8.1%	
平成6～＼10年	55,300	14.2%	

③ 建築物の着工床面積の推移

建築物の着工の推移では、昭和40年代から50年代初期の高度成長期に木造建築物が多く着工されていること、また、昭和末及び平成初期のバブル期に非木造建築物が急激に多く着工されている。これは、上記建築時期別住宅戸数の状況と一致する。なお、昭和50年代半ば以降木造より非木造の着工が上回っている。

図(2)-1 建築物着工床面積の推移 (石川県)



④ 建築物の解体工事 (除去の状況)

本県における解体工事の状況を「建築物除却届に基づく建築統計年報データ」と「固定資産課税台帳等に基づく除却家屋データ」により把握したものは下表のとおりである。

構造別では木造が非木造の棟数で5～7倍程度、床面積で2～3倍程度と木造の解体が非木造より多い。

なお、建築物の解体は新築工事に伴う建て替えにより発生する場合が多いため、建築物着工と同じ動向を示す傾向が一般的である。

表(2)-2 建築物の除却の状況 (単位：棟数、千㎡)

年度	木造		非木造		総計	
	棟数	床面積	棟数	床面積	棟数	床面積
H10	5,800	729	800	215	6,600	861
H11	5,000	651	800	210	5,800	926
H12	4,700	623	1,000	331	5,700	954

⑤ 土木工作物の状況

・石川県における主要土木施設の概況

(出典：平成13年度土木行政主要施策の概要)

表(2)-3 県管理道路一覧

道路種別	路線数	実延長 (m)	改良済		舗装済	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
一般国道	11	402,541	364,353	90.5	398,378	99.0
主要地方道	53	860,237	636,674	74.0	845,451	98.3
一般県道	168	949,162	630,130	66.4	921,161	97.0
計	232	2,211,940	1,631,157	73.7	2,164,990	97.9
有料道路	(4)	91,936	91,936	100.0	91,936	100.0
独立専用自歩道	5	112,984			112,984	100.0
合計	237	2,416,860				

表(2)-4 県管理河川・海岸一覧

区 分		河 川 数	管 理 延 長
河 川	一 級 河 川	48	268.3km
	二 級 河 川	164	897.5
	計	212	1,165.8
海 岸	海岸保全区域		137.4
	一般公共海岸区域	-	141.4
	計		278.8

表(2)-5 砂防指定地等一覧

区 分	箇 所 数	面 積
砂 防 指 定 地	605	7,874.80 ha
地 す べ り 防 止 区 域	113	4,644.82
急傾斜地崩壊危険区域	364	729.00

表(2)-6 県内の港湾一覧

種 別	内 容	県 下 の 港 湾
重要港湾	国の利害に重大な関係を有する港湾	金沢、七尾 2港
地方港湾	重要港湾以外の港湾	穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、塩屋、和倉、半浦 10港
避難港	暴風雨に際し、船舶が避難のため、てい泊することを主たる目的とした施設を有する港湾	輪島 1港

### (3) 建設廃棄物の排出量・再生利用の現状

本県の建設廃棄物の排出量・再生利用の現状は、平成12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書の結果によると、平成11年度の産業廃棄物排出量の実績は全業種で約307万トンであるが、うち建設業に関するものは約115万トンであり、その内コンクリート塊が約54万トン、アスファルト・コンクリート塊が約38万トン、木くずが約9.6万トンである。

再生利用率については、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊が96%と高いが、木くずは減量化を除くと64%と低い結果となっている。

特に、建築解体廃材を主とする木くずの再生利用については、再生品の利用の拡大が十分に図られていないため、今後とも、再資源化技術の開発と用途の拡大についての取り組みが必要となっている。

#### ①排出量

表(3)-1

(単位：千t)

	廃棄物	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	木くず
全業種	3,072	538	383	138
内建設業	1,152	536	382	96

#### ②再生利用率

表(3)-2 コンクリート塊

(単位：千t・%)

	排出量	再生利用量	再生利用率
全業種	538	517	96%
内建設業	536	515	96%

表(3)-3 アスファルト・コンクリート塊 (単位：千t・%)

	排出量	再生利用量	再生利用率
全業種	383	369	96%
内建設業	382	369	96%

表(3)-4 木くず (単位：千t・%)

	排出量	再生利用量	再生利用率	減量化	減量化を含む率
全業種	138	75	54%	42	85%
内建設業	96	61	64%	19	83%

出典：H12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書（H11年度実績）環境安全部

#### (4) 建設廃棄物の排出量の将来見込み

##### ①建築物関係

建築物に係る廃棄物の排出量は、既存建築物の量及び今後の新築される建築物の量と廃棄される確率によって推計した。

既存建築物の量については建築物の着工年別の数量を根拠とし、今後の着工される建築物の量については、建築着工の予測伸び率を指標とする。

表(4)-1 住宅着工予測戸数の伸び率（5ヶ年毎の推移）

	1995～	2000～	2005～	2010～	2015～	2020～
伸び率	0.2%	-5.1%	-11.4%	-23.0%	-18.0%	0%

表(4)-2 非住宅着工予測戸数の伸び率（5ヶ年毎の推移）

	1995～	2000～	2005～	2010～	2015～	2020～
伸び率	0.2%	-5.1%	-0.7%	0%	0%	0%

非住宅とは事務所、店舗、工場、倉庫、宿泊施設、学校、病院

(参考)「建設市場2010年までの展望」建設省(1995～2010年)等を基とする

##### ・推計手法

廃棄確率を最大(ピーク)10%の正規分布であると仮定し、平成11年度の固定資産税台帳における減少家屋の床面積の合計及び建築系木くずの排出量が推計結果と一致する分布を求めるものとした。なお、廃棄確率のピークとなる築年数のが木造35.4年、非木造40.6年と設定することで一致する分布が求められた。

なお、建設資材廃棄物の発生量は、除却建築物床面積に廃棄物発生量原単位を乗じることにより算出する。

表(4)-3 解体廃棄物の発生量原単位 (単位：t/m<sup>2</sup>)

	コンクリート	アスファルト	木材	金属くず	廃プラスチック	混合廃棄物	計
木造	0.1731	0	0.1364	0.0052	0.0007	0.0997	0.4151
非木造	0.8870	0.0348	0.0348	0.0348	0.0004	0.0522	1.0440

(H7建設副産物実態調査による発生原単位による)

以上の手法による、建築物についての建設資材廃棄物の発生量の将来推計によると、建築廃棄物全体では、2010年(H22年)には2000年(H12年)の約2.2倍に達するという結果が得られた。

これは、建築物の建築年代別の分布状況でふれたとおり、昭和40年代以降の高度成長期から建築物の着工が増大したことに伴い、これらの建築物が更新の時期

を迎えることとなることが主な要因である。

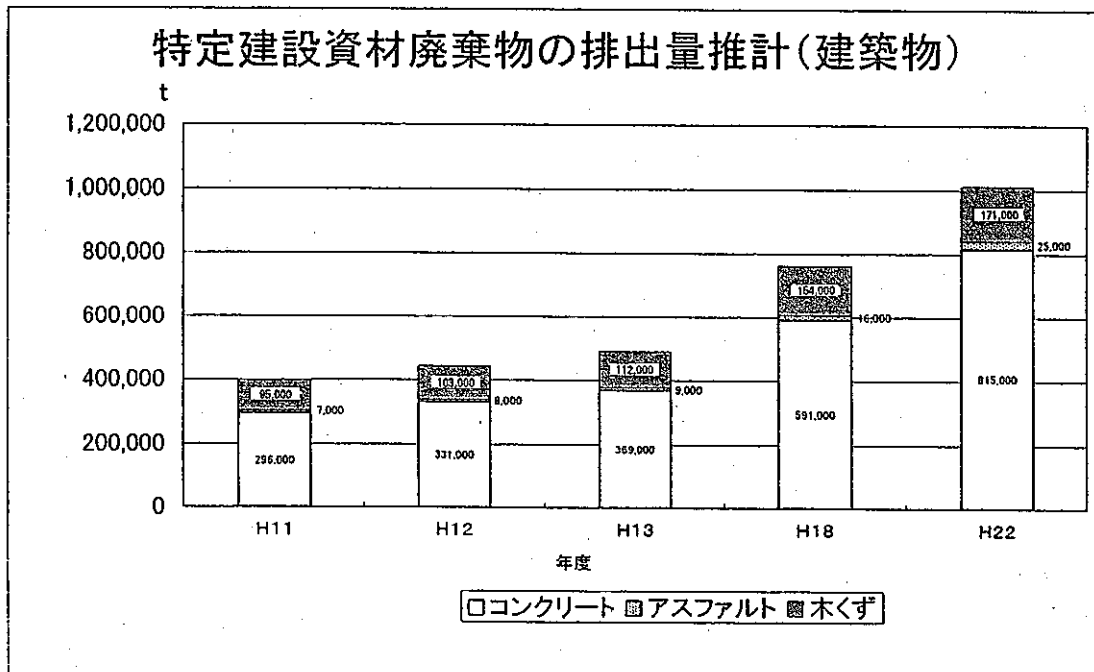
なお、この結果は、建築物の長期利用、耐久性向上が図られる等の今後の社会情勢変化や施策の効果を推計の要素に加えていない単純推計である。

表(4)-4 特定建設資材廃棄物の排出量の将来推計(予測)(単位:千t)

特定建設資材廃棄物	H11	H12	H13	H18	H22
コンクリート塊	296	331	369	591	815
アスファルト・コンクリート塊	7	8	9	16	25
木くず	95	103	112	154	171

出典: H12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書(H11年度実績) 環境安全部

図(4)-1 特定建設資材廃棄物の排出推計(建築物)



## ②土木工作物の工事に伴う排出量

土木工作物の工事に伴い発生する特定の建設資材廃棄物の将来推計量は、将来の土木工事伸び率に排出量原単位(平成11年実績)を乗じて算出する。

$$\text{将来の特定建設資材廃棄物の排出量} = \text{将来の公共土木工事費伸び率} \times \text{排出量原単位(平成11年実績)}$$

公共土木工事の工事額の動向は、政府建設投資の動向に近いと考えられることから、この予測での政府建設投資と同じ伸び率で、県内の公共土木工事の伸び率も変動するものとする。

表(4)-5 将来推計に使用する公共工事費の伸び率(予測)

年度	1999~2000 (H11~12)	2000~2001 (H12~13)	2001~2010 (H13~22)
伸び率	-0.6%	-2.2%	0.0%

出典: H12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書(H11年度実績) 環境安全部

表(4)-6 特定建設資材廃棄物の排出量の将来推計(予測)(単位:千t)

特定建設資材廃棄物	H11	H12	H13	H18	H22
コンクリート塊	240	239	233	233	233
アスファルト・コンクリート塊	375	373	365	365	365
木くず	1	1	1	1	1

出典: H12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書(H11年度実績) 環境安全部

③全体の排出量(建築物及び土木工作物)

表(4)-7 特定建設資材廃棄物の排出量の将来推計(予測)(単位:千t)

特定建設資材廃棄物	H11	H12	H13	H18	H22
コンクリート塊	536	570	602	824	1048
アスファルト・コンクリート塊	382	381	374	382	390
木くず	96	104	113	155	172

出典: H12年度石川県産業廃棄物排出量実態調査報告書(H11年度実績) 環境安全部

(5) 再資源化施設の立地状況及び処理能力

① 県内のコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の破碎施設の状況

平成13年3月末現在で、処分業者が設置している再資源化施設の設置状況は、表(5)-1のとおりである。

- ・破碎施設 50箇所 処理能力 29千t/日  
(廃掃法15条に基づく許可施設)

表(5)-1 地区別破碎施設と排出量 (単位:千t)

地区	箇所	処理能力(日)	処理能力(年間)	年間排出量
南加賀	18	11.3	2,260	187
金沢・石川中央	18	10.8	2,060	534
能登中部	8	4.4	880	123
能登北部	6	3.1	620	77
計	50	29.6	5,820	921

※処理能力は廃掃法許可による能力

②コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の全排出量に対する処理能力の検討

県内のコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の破碎施設の処理能力は29.6千t/日であり、処理施設の稼働を年間200日とすれば、年間約5,920千tの処理が可能である。

平成11年度のコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の排出量が年間921千tであることから、県内の破碎施設の処理能力は十分確保されている。

県内地区別の破碎施設の分布は、県内のどの場所からも40km圏内にあり、各地区の処理能力も十分確保されている。

③木くずの処理施設

建築物等の木くずの処理を受け入れ可能な施設については、破碎施設が7箇所あり、日当たり約1千tの処理能力を有している。

処理施設の稼働を年間200日とすれば、年間約20万tの処理が可能であり、平成11年度の木くずの排出量が年間96千tであることから、石川県全体では、破碎施設の処理能力は確保されている。

ただし、南加賀地区では、排出量に対して処理施設能力が不足しているが、南加賀地区近傍の金沢・石川中央地区で補完することが可能である。



表(5)-2 地区別破碎施設と排出量 (単位：千t)

地区	箇所	処理能力 t/日	処理能力(年間)	年間排出量
南加賀	1	0.08	16	18
金沢・石川中央	3	0.36	72	45
能登中部	2	0.18	36	26
能登北部	1	0.40	80	7
計	7	1.02	204	96

※処理能力は廃掃法許可による能力

(6) 平成12年度国土交通省建設副産物実態調査

本県における平成12年度国土交通省センサス調査結果は、表(6)-1のとおりであり、この結果を踏まえ、特定建設資材廃棄物の再資源化等率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は共に97%、建設発生木材は56%で、減量化を含め87%である。

表(6)-1 平成12年度北陸地方の建設副産物の再資源化等率

	北陸 (単位：%)			
		新潟	富山	石川
建設廃棄物全体	90 (69)	90 (70)	92 (71)	88 (64)
アスファルト・ コンクリート塊	99 (91)	99 (93)	100 (90)	97 (86)
コンクリート塊	98 (76)	99 (77)	99 (84)	97 (61)
建設汚泥	30 (31)	28 (14)	44 (0)	19 (83)
建設混合 廃棄物	4 (3)	0 (2)	12 (3)	3 (5)
建設 発生木材*1)	41 (29)	17 (29)	71 (48)	56 (5)
建設発生土	43 (30)	40 (26)	48 (42)	48 (31)

注1) 1段目は、平成12年度の値、2段目の( )は、平成7年度の値

注2) 建設廃棄物は、再資源化等率(建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合)の値

注3) 建設発生土は、有効利用率(建設工事において利用された土砂のうち、他工事から搬入し、利用された建設発生土の割合)の値

\*1) 建設発生木材は、再資源化率(建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量の割合)の値

(7) 最終処分場の立地状況及び残余容量

① 県内の最終処分場の立地状況と残余容量

◎産業廃棄物処分業者の最終処分場の残余容量等

表(7)-1 最終処分場の残余容量等 (平成13年3月末現在)

施設	項目	加賀地区	金沢地区	能登地区	計
管理型	施設数(箇所)	0	2	1	3
	残余容量(m <sup>3</sup> )	0	127,000	12,516	139,516
	埋立実績(m <sup>3</sup> /年)	12,083	16,427	6,227	34,737
	残余年数(年)	0.0	7.7	2.0	4.0
安定型	施設数(箇所)	0	1	7	8
	残余容量(m <sup>3</sup> )	0	604,000	298,348	902,348
	埋立実績(m <sup>3</sup> /年)	0	42,999	69,736	112,735
	残余年数(年)	0.0	14.0	4.3	8.0

資料) 県環境安全部環境整備課調査

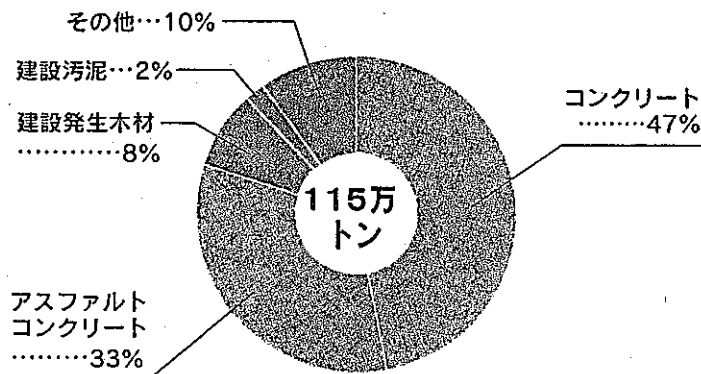
## 2 対象とする建設資材（特定建設資材）について

### (1) 特定建設資材の指定の考え方

建設工事に使用する資材のうち、使用量が多く、廃棄物となった場合の再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量化に大きく寄与するものであることや再資源化技術が確立・普及しており、再資源化を義務付けることが、経済的に過度の負担にならないもので再資源化施設の整備が進んでいること等を踏まえ、下記の4品目の資材を特定建設資材とする。

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

表ー1 石川県建設廃棄物の種類別排出量（平成11年度）



出典：石川県環境安全部調査

表ー2 特定建設資材の指定

建設資材	資源の有効利用	廃棄物の減量	再資源化の経済性
コンクリート	特に必要	特に必要	良い
木材	特に必要	特に必要	良い
アスファルト	特に必要	特に必要	良い
建設汚泥	特に必要	特に必要	良くない
石膏ボード	必要	必要	良くない
板ガラス	必要	必要	良くない
塩ビ管・継手	必要	必要	良くない

### 3 対象建設工事の規模に関する基準の考え方について

#### (1) 国の定める基準の考え方

分別解体等及び再資源化等の実施義務について、全ての建設工事について課すことは、例えば小屋等の小規模な建築物においては、得られる効果と分別解体等及び再資源化等に要するコストを比較して、発注者及び受注者に対する負担が大きすぎると考えられる。

したがって、義務の対象となる建設工事としては、一定量以上の建設資材廃棄物の発生させる建設工事を対象とすることが妥当であると考えられる。

なお、建設工事の規模を検討するに際し、工事の種類に応じて建設資材廃棄物の発生特性が異なるほか、建設リサイクル法を策定するに至った背景である建設廃棄物に関する不法投棄の多さを考慮し、まず建築物の解体工事について十分な量を捕捉することができる規模とすることが必要と考えられ、その他の工事に関しては、これをもとにして基準を定めることとする。

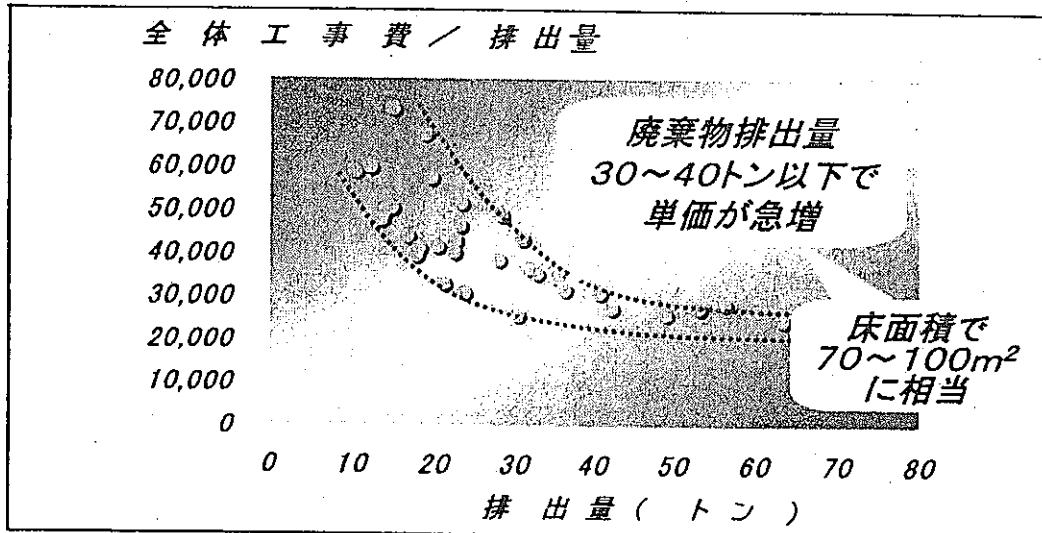
#### ①建築物の解体工事

建築物解体工事については、当該工事から発生する建設資材廃棄物の発生量は、建築物の床面積に比例すると考えられるため、一定量以上の建設資材廃棄物の発生量を捕捉するためには、建築物床面積が一定規模以上の建築物解体工事を対象とすることが適当である。

建築物解体工事に要する費用については、建設資材廃棄物の発生量にかかわらず必要となる固定的な経費や、少量運搬に伴う効率性の低下による運搬費用の増大のため、木造建築物解体工事については1棟あたりの建設資材廃棄物の排出量が一定量（30t～40t）以下になると、排出量1tに対する全体工事費用が急激に増加する。（表-1参照）すなわち、建築物の規模が大きくなり建設資材廃棄物の排出量が多くなると、この際の解体工事費用は、建設資材廃棄物の排出量と一定の比例関係が認められるが、建築物の規模が小さくなり建設資材廃棄物の排出量が少なくなると、建築物によって費用がばらつく上に、建築物の規模が大きいものに比べて建設資材廃棄物の排出量に対する全体工事費用が割高になる。

この規模、つまり1棟あたりの建設資材廃棄物発生量が30t～40tとなる木造建築物解体工事の平均的な床面積70～100㎡以下の建築物解体工事に、分別解体等及び再資源化等を義務付けることは、それにより得られる効果との関係において、発注者及び受注者に過大な負担を強いるおそれがあると考えられる。

表-1 廃棄物排出量と排出量当たり解体工事費用の関係



建設資材廃棄物の再資源化等を促進する観点からは、建設資材廃棄物の捕捉量が多いのが望ましいが、一方で法施行の実効性を確実に確保するためには、解体工事届出の一定数量以上の確保とその事務処理及び監督・監視等に必要となる人員の確保等が必要となり、必要な行政事務量を考慮しつつ、一定水準以上の再資源化効果が得られる基準とすることが望ましいと考えられる。

このため、建設資材廃棄物全体の約9割、建築物の棟数の約2/3を捕捉できる基準として、表-2より80㎡とする。なお、建設資材廃棄物の捕捉率は延床面積の捕捉率に相当し、行政事務量は棟数の捕捉率に相当するものと考えられる。

表-2 既存建築物の捕捉延床面積比率・棟数比率

床面積 (㎡)		総数	70 ~	80 ~	90 ~	100 ~
総計	棟数	3,670万棟	71.8%	64.8%	57.1%	49.4%
	床面積	7,020百万㎡	94.0%	91.3%	87.9%	84.1%

### ②建築物の新築工事

建築物新築工事から発生する建設資材廃棄物の特長としては、主に建設端材として発生すること、解体工事と比較するとその排出量原単位（床面積当たりの廃棄物発生量）は約1/10程度と極めて少ないこと、排出の抑制を図ることが可能であることがあげられる。

そこで、建築物新築工事の対象建設工事の規模の基準については、少量の廃棄物処理による効率性の低下を考慮すると、建築物解体工事と同一の基準とすると発注者及び受注者に過大な負担を強いることになると考えられるため、その規模については建築物解体工事と同量程度の廃棄物が発生する規模とすることが適当であると考えられる。

床面積80㎡の建築物解体工事から発生する廃棄物量と同量程度の廃棄物が発生する規模の新築工事の規模は、表-3より概ね床面積500㎡となる。

表-3 既解体工事発生廃棄物と同量程度の廃棄物を発生させる新築工事

床面積	解体工事			
	70 ㎡	80 ㎡	90 ㎡	100 ㎡
廃棄物発生量	36 t/棟	42 t/棟	49 t/棟	55 t/棟

床面積	新築工事			
	500 ㎡	600 ㎡	700 ㎡	1000 ㎡
廃棄物発生量	44 t/棟	53 t/棟	61 t/棟	87 t/棟

### ③建築物の修繕・模様替（リフォーム等）工事

建築物修繕・模様替工事の基準の考え方は新築工事と同様、床面積80㎡の建築物解体工事から発生する廃棄物量と同量程度の廃棄物が発生する規模の工事金額1億円を基準とした。

### ④その他工作物に関する工事（土木工事）

公共事業における先導的な役割を果たすべきことから、公共工事が中心となる土木工事の規模について、民間工事が中心となる建築物解体工事を上回る率で廃棄物を捕捉する規模とすることが必要と考えられる。

このため、建築物解体工事の対象工事規模80㎡以上の床面積捕捉率が約91%であることから、表-4に示すとおり土木工事の基準としては工事金額500万円以上とする必要がある。

表-4 土木工事規模別の建設資材廃棄物捕捉率

工事規模	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円
アスファルト塊	100.0%	96.3%	89.4%	83.9%	72.8%
コンクリート塊	100.0%	96.7%	91.0%	87.1%	79.2%
木材	100.0%	98.3%	96.5%	95.6%	93.7%
廃棄物合計	100.0%	96.6%	90.7%	86.1%	76.8%

注：「H7建設副産物実態調査」による。

### (3) 本県の定めるべき基準の考え方

本県における建設工事の規模の基準は次のように考えられる。

#### ①建築物の解体工事

解体工事の規模の基準においては、国の基準を適用した場合に捕捉できる本県の既存建築物の延床面積及び棟数の比率がともに全国数値を上回っていること(表-5参照)から、国の基準をさらに上回る基準の導入はいたずらに発注者及び受注者に過大な負担を強いることになり、適切でないと考えられる。

さらに、国の定める基準の規模の80㎡は、本県においても建築物の棟数の約2/3を捕捉し、かつ、床面積においても約9割を捕捉している。

これにより、本県における解体工事の規模の基準としては、国の定める基準と同様な80㎡以上として適用することが適当と考えられる。

表-5 本県の既存建築物の捕捉延床面積比率・棟数比率

床面積 (㎡)		総数	70～	80～	90～	100～
総計	棟数	40万棟	74.5%	69.2%	63.0%	56.0%
	床面積	7,643万㎡	94.8%	92.7%	89.9%	86.5%

#### ②建築物の新築工事

新築工事の規模の基準においては、①と同様に国の基準を上回る基準の導入はいたずらに発注者及び受注者に過大な負担を強いることになり、適切でないと考えられる。

さらに国の定める基準の規模の500㎡は、解体工事の規模の80㎡が適当と考えられていることから、それと同量の廃棄物が発生する規模として床面積の合計500㎡以上としている。

このことから、本県における新築工事の規模の基準は、国と同様に床面積の合計500㎡以上とする。

#### ③建築物の修繕・模様替工事

建築物修繕・模様替工事においては、解体工事や新築工事に比べて、廃棄物の発生量が少なく、また建築物の長期的使用のためにも必要な工事である。

国の定める基準の規模は、解体工事の規模80㎡から発生する廃棄物量と同量程度の廃棄物が発生する工事として請負代金の額1億円としている。

このことから、本県における規模の基準は、国と同様に対象工事の請負代金の額1億円以上とする。

#### ④その他工作物に関する工事(土木工事)

土木工事の規模の基準においては、既に再資源化が相当進んでいることや再資源化等率も高いことなどから、①と同様に国の基準を上回る基準の導入はいたずらに発注者及び受注者に過大な負担を強いることになり、適切でないと考えられる。

また、解体工事の対象工事規模の80㎡以上の既存建築物床面積捕捉率が92.7%であり、表-6より、これと同等の工事規模は500万円であり、これにより、本県における土木工事の規模の基準は、国の定める基準と同様な請負代金の額500万円以上とする。

表-6 本県の土木工事規模別の建設資材廃棄物捕捉率

工事規模	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円
アスファルト塊	100.0%	94.1%	83.7%	73.3%	57.0%
コンクリート塊	100.0%	89.5%	77.6%	68.7%	51.7%
木材	100.0%	95.2%	92.4%	91.6%	45.0%
廃棄物合計	100.0%	92.7%	81.9%	72.1%	55.2%

注：「H7建設副産物実態調査」による。

#### 4 距離に関する基準の考え方について

##### (1) 国の定める基準の考え方

分別解体等の実施により生じた特定建設資材廃棄物については、その全量が再資源化されることが基本であるが、廃棄物の処理を他人に委託する場合、一部地域では特定建設資材廃棄物の再資源化施設の整備が必ずしも十分でなく、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の全てについて再資源化を義務付けると、再資源化施設までの運搬費用が著しく高くなることが予想される。

建設リサイクル法は、再資源化等が技術的にも経済的にも可能な建設廃棄物について再資源化の実施を義務付けようとするものであり、運搬費等を全く考慮せずに義務付けを行うことは本法の趣旨と相容れないものである。

このため、工事現場から一定距離内に再資源化施設がない場合には、次善の方法として縮減を行うことで足りるとするものである。

指定建設資材廃棄物としての木くずは、建築物の解体工事及び新築工事に伴い発生し、その施主は個人及び会社・団体が多くを占めていること、特に個人住宅の解体工事の場合には、工事現場に破砕機を設置することは考えづらいためそのまま運搬することになるが、木くずは容積が嵩むことなどから、工事現場の所在地にかかわらず再資源化する義務を負わせることは受注者に過度の負担を強いることになる。

したがって、木くずは、工事現場から50km以内の距離に再資源化施設がない場合は、再資源化にかえて適正に縮減を行うことで足りると考えられる。

##### (2) 本県の定めるべき基準の考え方

県内における木くずの中間処理業者（破砕処理施設）の現状について調査した結果、施設からの距離半径50kmで県内全域を網羅することが可能なため、国と同様の基準距離（半径50km）とした。

